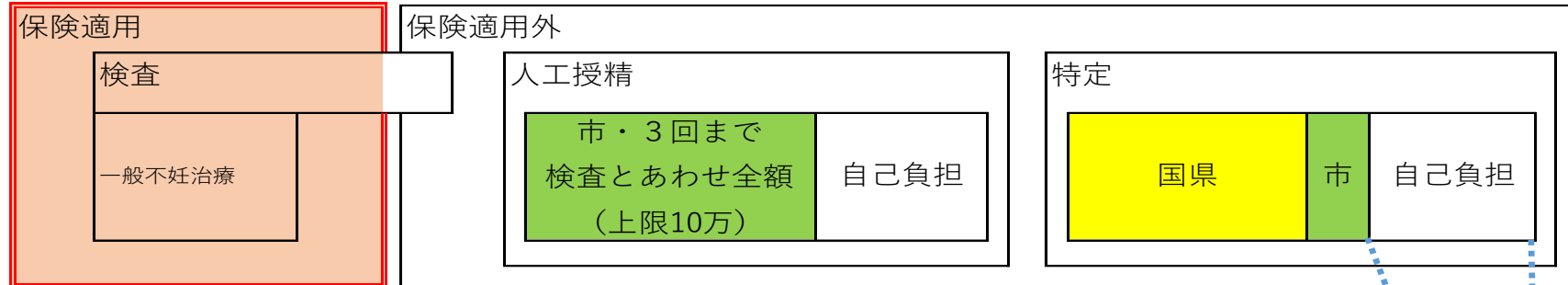
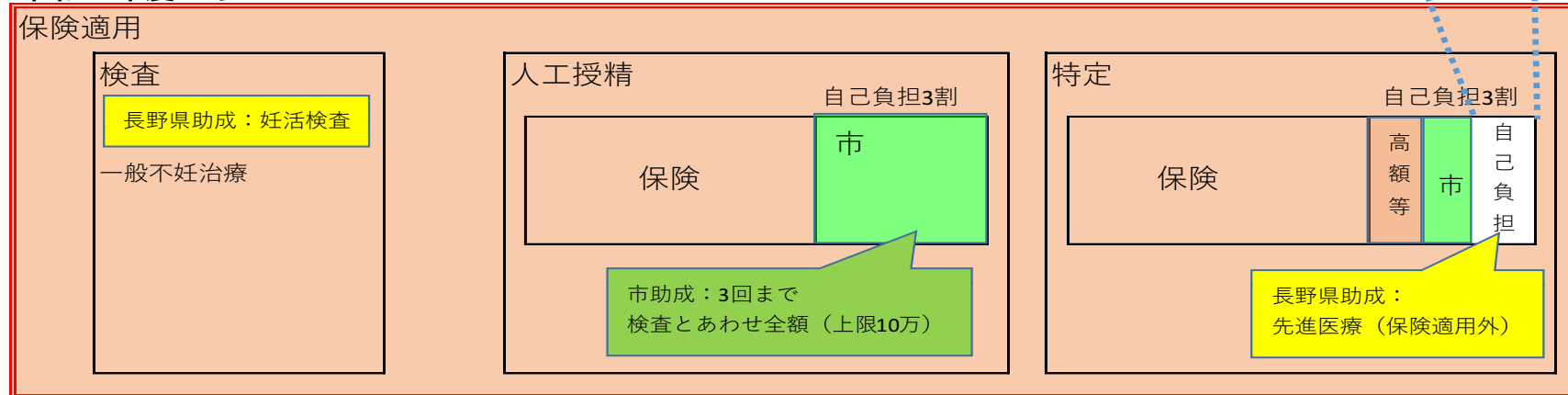


新たな不妊治療支援事業

現行



令和4年度から



* 令和3年度までの特定不妊治療に対する国県の助成は終了となる。

令和4年度から人工授精と一部の特定不妊治療は保険適用となるが、国はエビデンスに基づき対象を妻の年齢43歳未満としており、回数にも制限を設けているため対象者以外はすべて自費となる。

飯田市では令和4年度以降も申請に年齢の制限はない。他から助成を受けた分を除き、不妊検査から人工授精の3回まで全額上限10万まで、特定不妊治療は自己負担の1/2の上限10万を年2回まで申請可能。